

償却資産プロジェクト

ゼロからのスタート



生駒市

1. 償却資産とは

固定資産とは、土地、家屋及び償却資産を総称する。

(地方税法341条1号)

飲食店
小売店



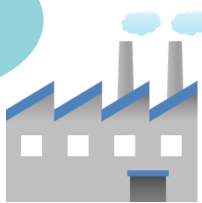
- 厨房施設・冷蔵庫
- レジスター
- カラオケセット
- 商品陳列ケース
- 自動販売機 など

理容業
美容業



- 理容・美容椅子
- 洗面設備
- タオル蒸し器
- サインポール など

工場



- 各種製造設備（施盤、金型、プレス機 など）
- 受変電設備
- 構内舗装 など

医院



- ベッド
- 手術台
- X線装置
- 調剤機器 など

土地・家屋と大きく異なる点は、土地や家屋のような登記制度がないことから、資産の所有者に対して申告の義務があること。



2. 取組の成果

4年目で、課税額の累計が**1億5,000万円**突破!!

()内は新規課税

	課税額	調査件数			課税件数
		全体	新規	調査済	
平成25年度	27,538,300	46	45	1	34 (33)
平成26年度	43,655,600	355	320	35	129(107)
平成27年度	23,455,200	423	318	105	159 (54)
平成28年度	60,724,400	1,071	444	627	245(125)
合計	155,373,500	1,895	1,127	768	567(319)

	調査対象業種
平成25年度	準工業地域の事業所
平成26年度	医療機関(医院・歯科・鍼灸整骨院・薬局)・ガソリンスタンド・理美容・動物病院・新規法人
平成27年度	飲食関係・新規法人
平成28年度	クリーニング店・エステ・印刷業・スポーツ教室・ダンス教室・太陽光発電設備・調査洩れ(医療関係・飲食・理美容・法人)・新規法人



3. 取組のきっかけ

- ▶ (1) 申告件数の減少傾向
- ▶ (2) 法人市民税の「法人開設届」が提出されているのに、償却資産の申告書が提出されないケースの増加



ある地区内の事業所全てをチェックしたところ、
約 6 割の事業所が未申告との結果



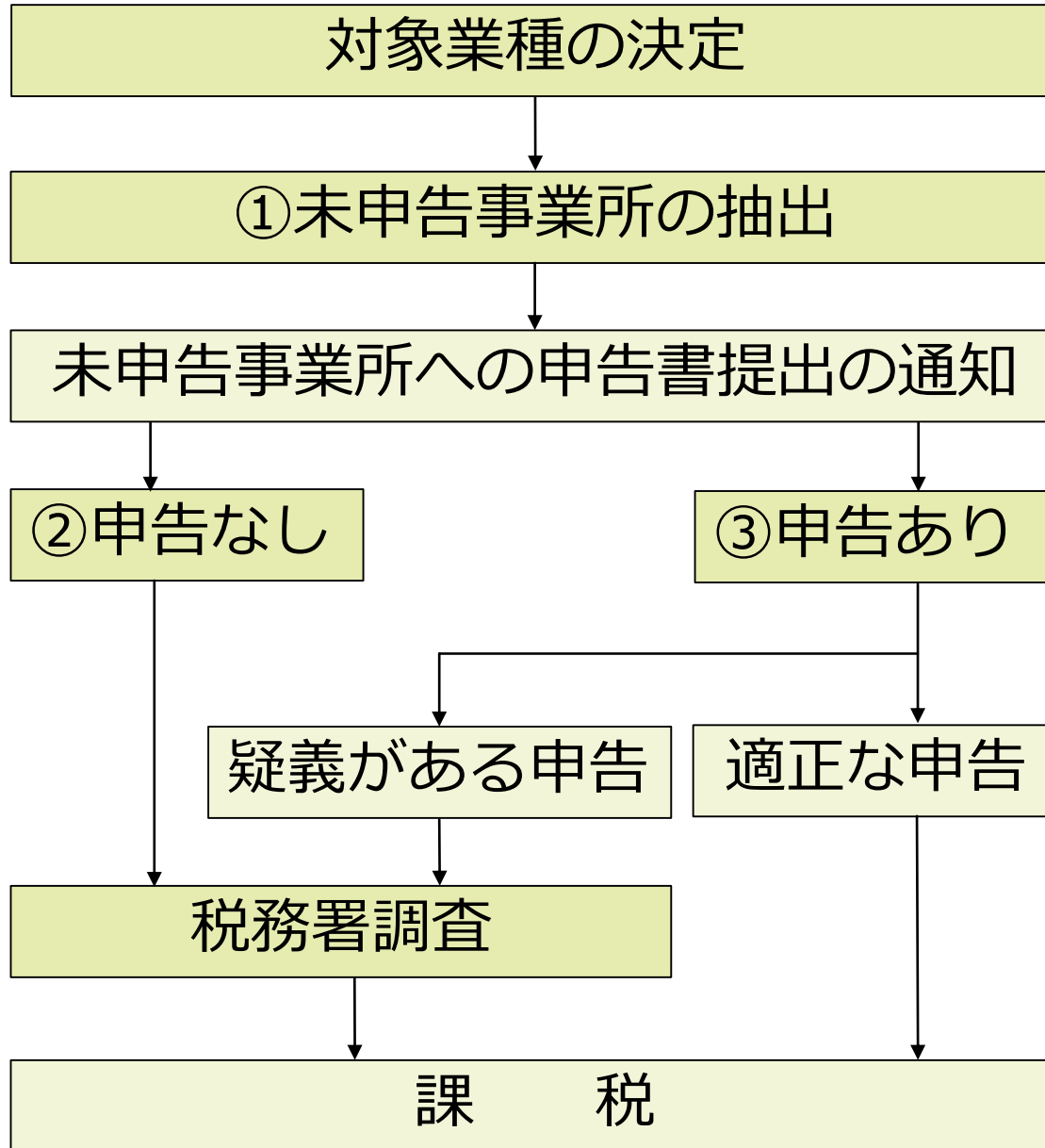
4. 調査体制

平成26年4月から「法人市民税・償却資産プロジェクトチーム」を立ち上げる。

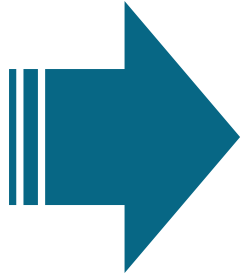
	正規職員	再任用職員	臨時職員
平成25年度	家屋係の職員2名が家屋調査と償却資産を兼務		
平成26年度	適宜職員1名が指導	4人	
平成27年度	適宜職員1名が指導	2人	1人
平成28年度	適宜職員1名が指導	2人	2人



5. 調査の流れ



5-①. 未申告事業所の抽出のポイント



タウンページは、償却資産未申告調査のバイブルである。

- ▶ タウンページにより、対象業種の事業所を洗い出す！
- ▶ インターネットでのチェック
- ▶ 対象業種の許認可権者への照会

※抽出作業が、この取組で最も重要！



5-②. 通知しても申告がない場合の対応

税務署で国税申告の決算書の閲覧

(平成28年度より、法人の場合も税務署にコピー機の持ち込みが可能に) ←手書きの必要なし

※閲覧後、課税対象となる資産が判明した場合は、事前の市長名通知を行ったうえで、最終課税通知を送付。



5-③.通知後に申告があった場合の対応

提出された申告内容による4つのパターン。

(1) その業種に必要な器具・備品等の記載がある

(2) 該当資産なし

(3) 免税点未満（課税標準額150万円未満）

(4) 疑義がある（過少申告、虚偽申告など）



5-③.通知後に申告があった場合の対応

(1) その業種に必要な器具・備品等の記載がある場合

- ▶ 申告内容に基づき入力し、市民税のエルタックス（確定申告の内容）と照合

(2)・(3)・(4) については、

- ▶ 税務署で国税申告の決算書の閲覧をする。

※閲覧後、課税対象となる資産が判明した場合は、事前の市長名通知を行ったうえで、最終課税通知を送付。



6. まとめ

(償却資産の未申告調査を通じて感じたこと)

- (1) 事業主の償却資産に対する認知度の低さ。
- (2) ノウハウがなくても、とりあえず「やってみる」、「行動してみる」ことの必要性。
- (3) 通知文書の中に、「国の指導に基づいて調査に取り組んでいる」という言葉を入れることにより、効果があがる。
- (4) 「該当資産なし」「免税点未満」「疑義ある申告」「未申告」は、必ず国税申告書を読覧し、申告内容が正しいかどうかを調査すること。
- (5) 「タウンページは、償却資産未申告調査のバイブル」である。



「調査しないことは、課税権の放棄である」

